

○那珂市物品調達等電子調達要綱

令和6年3月29日

告示第80号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する製造の請負、物品の購入及び役務の提供（以下「物品調達等」という。）の入札に付する手続を茨城県電子調達システム（物品・役務）共同利用（以下「電子調達システム」という。）により行う場合において、那珂市財務規則（平成13年那珂町規則第27号。以下「財務規則」という。）、那珂市物品調達等の契約事務に関する規程（平成15年那珂町訓令第8号）その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、電子調達システムとは、市が発注する物品調達等の手続のうち入札案件の登録から入札及び落札者の決定までの事務を電子計算機とネットワーク（インターネット）を使用して処理する電子情報処理組織をいう。

(対象)

第3条 電子調達の対象は、物品調達等のうち、那珂市指名希望請負業者資格審査会規程（昭和42年那珂町告示第27号）に定める那珂市指名希望請負業者資格審査会及び那珂市物品調達等入札業者指名委員会規程（平成15年那珂町訓令第9号）に定める那珂市物品調達等入札業者指名委員会において、電子調達の方法によることが適当であると認めるものとする。

(利用登録)

第4条 電子調達に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、原則として、電子調達システムを利用するための利用登録を行わなければならない。

(電子調達の通知)

第5条 市長は、電子調達を実施するときは、財務規則第132条の規定による指名競争入札の通知の際に、電子調達の対象である旨を明示するものとする。

(入札書)

第6条 市長は、電子調達を行う場合は、財務規則第124条の規定にかかわらず、入札参加者に入札書を電子調達システムにより提出させるものとする。

2 市長は、前項の入札書について、あらかじめ受領期間を設定しなければならない。

3 入札書が提出された時点は、入札金額その他の所定の情報が電子調達システムに記録されたときとして取り扱うものとする。

4 前項の規定は、電子調達システムによる申請、届出等について準用する。

(添付資料等)

第7条 市長は、入札書と併せて提出させる内訳書等の資料（以下「添付資料等」という。）があるときは、第5条の規定による通知においてその旨を明示するものとする。

(書面による入札)

第8条 市長は、入札参加者が電子計算機の不具合等により、電子調達システムに

接続できないときは、入札参加者が入札書を書面により提出すること（以下「紙入札」という。）を承認することができる。

2 市長は、前項の規定により紙入札を承認した入札参加者があるときは、当該入札を郵便又は持参により行わせるものとする。この場合において、入札書の提出方法及び到達期限又は持参期限は、別に定める。

3 市長は、電子調達システムの不具合等により電子調達の続行が困難であるときは、その指示により入札参加者に紙入札を行わせるものとする。この場合において、入札は、入札書の郵送又は持参により行わせるものとする。

（開札）

第9条 市長は、電子調達において、紙入札を承認した入札参加者があるときは、開札時に当該入札書記載の入札金額を電子調達システムに登録するものとする。

2 市長は、当該入札において提出を求める添付資料等がある場合は、当該資料を開札の際に確認するものとする。

（最低価格の同額の取扱い）

第10条 市長は、落札となるべき同一金額の入札をした者が2人以上あるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の9の規定によるくじ引きの手続を電子調達システムにより行うことができる。

2 前項の規定によるくじ引きの手続が困難な場合は、市長が指定する場所及び日時においてくじ引きの手続を行い、落札者を決定するものとする。

（入札の無効）

第11条 市長は、電子調達を行う場合において、財務規則第125条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、当該電子調達を無効とする旨を入札参加者に明らかにしておかななければならない。

（1） 添付資料等の提出を求められている場合において、それらの提出がない者が入札をしたとき。

（2） 市長の承認を得ず、又は指示によらずに紙入札をしたとき。

（3） 同一の案件において、電子調達システムによる入札及び紙入札をしたとき。

（4） 入札参加者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含むとき。

（5） 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反して入札したとき。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、電子調達の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。